

## 4章

# 公共的討議の意義の複線化

——理論群としての討議民主主義理論の生存戦略

柳瀬 昇

## I 民主主義理論における最も新しいイノベーションの波

個人の加工されていない直感的な生の選好を集計し、その最大化を図るべく、  
公共的な事項が決定されるべきであるとする、多元主義に基づく選好集計型の  
民主主義 (aggregative democracy) 理論への対抗理論である討議民主主義  
(deliberative democracy) 理論は、1980年代の欧米において勃興し、今日、公  
法学及び政治学の領域において、爆発的に (Young 1996a : 486) 議論されるよ  
うになった、民主主義理論における最も新しいイノベーションの波<sup>1)</sup>である。  
ドライゼック (John S. Dryzek) によれば、1990年前後の民主主義理論は、明  
らかに討議的転回 (deliberative turn) を遂げたといえる (Dryzek 2000 : 1)<sup>2)</sup>。

筆者は、かつて、2000年代前半までの議論状況を、討議民主主義の公法理論  
と政治理論とに二分して、それらを交わりのないものとしてではなく統合的に  
理解することの重要性を強調したが (柳瀬 2003)，近時の議論を瞥見すると，

1) グッディンは、討議民主主義を、エリート民主主義 (democratic elitism)，参加民主  
主義 (participatory democracy) に続く第三の民主主義の波として位置づけている  
(Goodin 2003a : 3-4)。

2) ドライゼックは、この民主主義理論における討議的転回が、民主主義の信頼性  
(authenticity) についての議論を刷新し、民主主義を深化させたと評価する (Dryzek  
2000 : 175)。

そのような分析枠組みそのものが硬直的な古い学問観に依拠したものであったことを反省せざるをえない。たしかに、デリバレーションを内心における熟慮と他者との間の討議という二つの側面に分けるグッディン（Robert E. Goodin）<sup>3)</sup>やフィアロン（James D. Fearon）<sup>4)</sup>の用語法に従っていえば<sup>5)</sup>、公法理論研究者は、リベラリズムや共和主義的憲法觀などに基づき、特に前者の側面に注目して、憲法制定史や立憲的民主政治のための諸制度の意義などを論ずる傾向が多い一方、政治理論研究者は、後者の側面に注目したうえで、具体的な公共政策の検討・決定のあり方を議論したり、討議理論を具体化するためのさまざまな制度や装置の構想を提案する傾向があるものの、公法理論研究者と前者の側面とが、政治理論研究者と後者の側面とが、それぞれ必ずしも完全に結びついているわけではなく、また、近年、この理論を具体化する構想の一つである討論型世論調査（deliberative opinion poll）<sup>6)</sup>及びその派生形態である討議の日（Deliberation Day）構想<sup>7)</sup>をめぐって、著名な公法理論研究者と政治理論研究者との協働現象が生じていることから（柳瀬 2006b：76），このような領域（discipline）に基づく二元論には限界があることが明らかになった。

とはいえ、2000年代後半以降の議論状況を踏まえたうえで、討議民主主義理論の総合的理解を試みようと努めたところで、既存の立憲的政治制度に対する理解をめぐって、討議民主主義論者の中には、やはり、看過しえない対立があ

3) グッディンによれば、討議民主主義論者は、通常、デリバレーションの外的・集合的側面（“external-collective” aspect）を重視しているが、デリバレーションには、内的・内省的側面（“internal-reflective” aspect）の側面があることに留意すべきであるという（Goodin 2003b：55）。

4) フィアロンも、集合的な討論（collective discussion）としての公的（public）な討議と、頭の中で行う対話（mental dialogue）において論拠や反論を比較検討する個人的（individual）、私的（private）ないし内省的（interior）な熟慮とを分けて考えている（Fearon 1998：61-3）。

5) デリバレーションという語に個人の熟慮という意味があるということが、ドライゼックが言説的民主主義という術語を用いる理由の一つである（Dryzek 2000：v-vi）。

6) Fishkin (1991; 1997)。さしあたり、Fishkin and Farrar (2005: 68-79) を参照せよ。邦語文献としては、曾根（2002：312-4；2003：105-7）、篠原（2004：159-68）。なお、討論型世論調査の構造及び2004年7月までの実験例については、柳瀬（2006b）を参照されたい。

7) Ackerman and Fishkin (2004)。邦語文献としては、大江（2005）、長谷部（2006）。

ると思われる。

しかしながら、わが国の討議民主主義理論研究は、その対立の存在を十分に認識しないままに展開してきたため、今日では、やや混乱した議論状況にある。しばしば、論者の信奉する理論こそが唯一の討議民主主義理論であるかのような議論がなされることがあるが、近時の英米の議論状況を精査すれば、討議民主主義理論は多様な理論を包摂する理論群であることは明らかであって、单一の理論を指すものではない。もっとも、後述するように、その内部で展開されている苛烈な論争は、一つの理論群として討議民主主義理論を認知することさえ困難な状況にしている。

はたして、どのような議論の整理を行えば、討議民主主義理論を一つの理論群として理解できるようになるのか。その探求が、本章の課題である。

## II 討議民主主義理論とその批判者たち

討議民主主義理論の進展とともに、その批判者たちの議論も次第にかまびすしくなってきたが、その中でも、選好集計型の民主主義理論に疑義を呈するという討議民主主義理論の問題関心を共有しながらも<sup>8)</sup>、討議理論を批判しつつ独自の議論を展開するものに注目が集まっている。その一つがムフ（Chantal Mouffe）をはじめとする闘技的民主主義（agonistic democracy）理論であり、また一つがドライゼックの言説的民主主義（discursive democracy）理論である。彼らの批判は、主として、討議民主主義理論における合意（consensus）と理性（rationality）ないし理性的論証（rational argument）の概念に対して向けられている。

### 1 民主的討議と合意形成志向性・選好変容可能性

まず、民主的な討議が、論争的な議題について討議参加者間の合意を形成するものであるか否かについて検討しよう。

8) 例えば、ムフは、選好集計型民主主義理論とそれに基づく道具主義的な政治の概念構成へのオルタナティブを定式化する必要性があるという点で、討議民主主義論者の議論に賛同する（Mouffe 2000：96=2006：148）。

コーベン (Joshua Cohen) によれば、討議民主主義の概念は、民主的な結社 (democratic association) の直覚的な理念に根ざしたものであり、その結社の諸条件の正当化は、平等な市民間での公共的な議論と理由づけ (public argument and reasoning) を通じて行われる。市民は、このような秩序の中で、公共的な理由づけを通じて集合的選択をすべき問題の解決への関与を分担し、そして、自分たちの基礎的制度を、それが自由で公共的な討議の枠組みを確立する限りで、正統なものとみなす (Cohen 1997: 72)。そして、自由かつ平等な主体間の理想的な討議の目的は、理性に動機づけられた合意形成に到達することである (Cohen 1997: 74-5)<sup>9)</sup>。

しかしながら、ムフによれば、いかなる合意も必然的に排除に結びついており、排除なき合意というものは実現しないため、そもそも合意は廃棄されなければならない概念であり、それに代わって、恒常的な紛争や敵対関係が受容されなければならない (Mouffe 1993: 104-5=1998: 208)。そして、民主主義的なゲームのルールを受容しない民主主義的秩序の外部に存在する敵同士の抗争的な闘争 (antagonistic struggle between enemies) を、秩序の内部の対抗者同士間の闘技的対抗 (agonistic confrontation among adversaries) に<sup>10)</sup>、すなわち闘争 (antagonism) を闘技 (agonism) に変化させることこそが、民主政治にとって重要であり、そのための枠組みを提供することが民主政治の目的であるという (Mouffe 2000: 117=2006: 177)<sup>11)</sup>。

また、現今の討議民主主義理論の議論が言説的民主主義理論と混同されると分析したうえで、言説的民主主義理論をもって真の討議民主主義を構想しようとするドライゼックも、討議が合意を志向すべきものであるか否かという

9) 合意形成ができない場合、多数決により決着することが認められるが、その場合でも、理性に動機づけられた合意を模索したというコミットメントがあることに意義を見出す (Cohen 1997: 75)。

10) ここで、敵と対抗者とを分ける基準は、民主主義的なゲームのルールを受容するか否かである (Mouffe 1993: 4=1998: 8)。

11) ただし、このようなムフの議論に対しては、批判も多い。例えば、田村哲樹准教授は、ムフの議論が、討議民主主義理論における合意の契機についての過度に単純化された理解に基づいており、また、それが擁護すべき闘技の成立条件に十分な関心を払っていない点を批判している (田村 2001a: 137)。

問い合わせに対しては、それを否定したうえで、そもそも合意そのものを、多元社会において達成できない、不必要かつ望ましくないものであるとして、否定している (Dryzek 2000: 31-80; 170)。

このような指摘に対して、討議民主主義論者の中にも、民主的討議と合意との関係について、慎重な立場をとる者も少なくない。例えば、ガットマン (Amy Gutmann) とトンプソン (Dennis Thompson) は、この理論が、道徳的不一致 (moral disagreement) の場合には、合意形成を求めるのではなく、受容できるような決定に到達するよう討議参加者が互いに説得し続けるべきであるということを中心概念とすると述べている (Gutmann and Thompson 1996: 1: 73-9)<sup>12)</sup>。

民主的な討議の結果、理性的な合意が形成されるのか、それとも、排除なき理性的な合意なるものはそもそも存在しないというのか。それは、そこでいう合意の概念の定義如何による<sup>13)</sup>。いずれにせよ、民主的討議が合意形成を志向するとする論者も、合意の成立に疑問をもつ論者も、討議が合意の前提となる個人の選好を変容させる可能性については同意している。

討議民主主義理論の初期の議論において、マーニン (Bernald Manin) は、選好集計型の民主主義理論が前提としている個人の選好の所与不変性に対して、討議という過程が個人の選好を変容させうるということを摘示し、決定の正統性の源泉を個人の所与の選好ではなく選好が形成されていく討議という過程に見るべきであると主張した (Manin 1987: 345-51)。論争的な合意概念の探求は、討議民主主義理論に固有の議論ではないので、ここでは、その前提となる

12) 彼らによれば、(1) 相互性 (reciprocity), (2) 公開性 (publicity), (3) 説明責任 (accountability) という 3 つの条件を充足していれば、少なくとも部分的ないしは暫定的な合意が得られるので、それをもって十分であると考えている (Gutmann and Thompson 1996: 24-6; 93-4)。

13) 例えば、齋藤純一教授が「討議は合意が形成される過程であると同時に不合意が新たに創出されていく過程でもある」と述べる (齋藤 2000: 36) ときの合意や不合意の概念は何を意味するのだろうか。あるいは、数土直紀教授のいう「非合意の合意」や「最小限の合意」(数土 2001: 193-200) とは何か。本章では、紙幅の都合から、合意とは何かという問題について論じることはできないが、本章における筆者の議論は、合意を「無限定な状況下で、自己のシナリオを生成しながら相手の『納得』を引き出し、到達点を模索する活動」ととらえる曾根泰教教授による定義 (曾根 1999: 233) に示唆を受けている。

選好の変容可能性の段階に注目することにしたい。

たしかに、一般に、論争的な議題に関して、個人は何らかの自己利益に基づく私的な選好を有しており、合理的な個人のそれはきわめて利己的なものであるかもしれない。しかしながら、複数の相対立する主張が衝突するとき、普遍化しがたい当該個人の自己利益のみに基づく論拠を示していくは、通常は、自己の主張について他者から納得を引き出すことは困難であるので、より多くの他者から支持を得るためにには、利己的な自己利益を強弁することに代えて、個人が潜在的に有していた、他の討議参加者も共有しうるような論拠を示そうとするようになる。つまり、ボーマン (James Bohman) のいうように、討議という過程は、誰でもが受容可能な理由によって自らの決定や意見を正当化することを討議参加者に強要するものである (Bohman 1996: 5-6)。

また、討議の過程において、異なる選好を有する他者との討議を経ることにより、討議参加者が、当初の選好形成の時点で参照しなかったさまざまな情報に接触し、それを踏まえて自己の観点から議題について再解釈したり、他者の観点を斟酌するようになり、討議の場に表出される選好あるいはその論拠は切磋琢磨する。ボーマンは、この過程を、摂取の保障 (securing uptake) と呼んでいる<sup>14)</sup>。

要するに、民主的討議の意義は、個人の所与の選好を、他者の観点を組み入れるなどして、公共的なものへと変容させることにあると考えるべきであろう。そして、その結果、合意が形成されるのか否かは、論者のいう合意概念に依存する。

## 2 民主的討議と理性的論証

次に、民主的な討議を行う際のコミュニケーション様式が理性的論証に限定されるべきか否かについて検討しよう。

ムフは、討議民主主義理論が理性的論証をコミュニケーション様式として過

14) ボーマンは、討議参加者間で論拠の交換が行われ、参加者は、互いにより応答的になり、他者の観点を自分自身の観点として摂取したり、自分自身の観点から他者の観点を再解釈したりすることを、民主的討議の意義の一つとして挙げている (Bohman 1996: 58)。

度に重視しているとして、それが情念と情動 (passion and affects) が政治において重要な位置を占めることを無視しているという点で、同様の誤りを犯している選好集計型の民主主義と並べて批判している (Mouffe 1993: 115=1998: 226-7; Mouffe 2000: 115=2006: 147)。

討議が理性的になさるべきであるとする点に懐疑的なのは、ウォルツァー (Michael Walzer) も同じである。ウォルツァーは、理性的な討議の意義を肯定し討議理論そのものに対しては好意的な見地に立つものの、現実の政治過程において討議以外の構成要素もそれと劣らず重要であり、また、そもそも付属物のない純粋な討議というものは存在しえず (Walzer 2004: 107-9=2006: 178-80)，むしろ討議はそれ以外の構想要素と並存すべきであると述べ、理性と複合する情念の意義を強調する (Walzer 2004: 110-30=2006: 185-217)。

理性的論証を民主的討議の中心的なコミュニケーション様式として重視する点をめぐる批判に対しては、討議民主主義論者も、一定の理解を見せて呼応する。例えば、ヤング (Iris M. Young) は、より教育を受けた白人男性のように論証が優れて得意なものもいることから、対話者の具現性と特殊性を認識するために、コミュニケーション様式として、批判的論証 (critical argument) のほかに、挨拶 (greeting), レトリック (rhetoric), 物語 (storytelling) の三つを追加することを提唱する (Young 1996b: 129-32)。サンダーズ (Lynn Sanders) においては、ラップ音楽などのような、自分の固有の言語により自分自身を物語るテスティモニ (testimony)<sup>15)</sup>が提案される (Sanders 1997: 327)。

これを受け、ドライゼックも、結論的には、コミュニケーション様式として、論証以外のものを認めるべきであると主張する (Dryzek 2000: 167)。ただし、ドライゼックは、ヤングやサンダーズの示したコミュニケーション様式を吟味するにあたって、強圧的 (coercive) であるか否かなどの観点から (Dryzek 2000: 68-9)，物語やテスティモニ、挨拶を懐疑的に見たうえで、特定の枠組みの拡張や融和のために異なる理論構成の枠組みを超えて効果的に訴え出るのに役立ちうるものとして、レトリックの意義を認める (Dryzek

15) これは、ヤングのいう物語に類似するとドライゼックは分析している (Dryzek 2000: 66)。

2000:70)<sup>16)</sup>。

たしかに、情念などを軽視し理性を尊重したうえで、民主的討議におけるコミュニケーション様式を理性的論証に限定する討議民主主義理論は、民主主義的意思形成・決定の理論としては、排他的にすぎるくらいがあろう。レトリックなどの他のコミュニケーション様式は、冷静な討議に親しまない論題を扱ううえで有効に機能しうるかもしれないし、これらの様式を認めることができ、理性的討議を不得手とする一定の討議参加者にとっては、民主的討議への参入障壁を低くすることになるかもしれない。したがって、これら強いコミュニケーション様式を、討議の場から一切排除するのは適切ではないといえよう。

もっとも、理性的論証以外のコミュニケーション様式は、それがきわめて強圧的であるがゆえに、不当に機能しうるおそれがあるという点も看過しえない。他のコミュニケーション様式を導入する必要性を説いたドライゼック自身も、論証が民主的討議にとって常に中心的なものでなければならないと述べている(Dryzek 2000: 71)。したがって、民主的討議は理性的な論証によってなされることを原則とし、それ以外の方法は補助的な手段としてとらえるのが妥当であろう。

### III 理論群としての討議民主主義理論の生存戦略

#### 1 討議民主主義理論は代議制民主主義理論と対峙するか？

討議民主主義理論をめぐるわが国の議論空間において、篠原一教授が与えた影響はきわめて大きかった。篠原教授による討議民主主義理論<sup>17)</sup>の簡明な解説

16) 田村准教授は、ドライゼックの議論に賛同して、討議ヘレトリックを導入すること（それは、情念の導入をも意味する）によって、闘技的民主主義と討議民主主義との接合を図ろうとする（田村 2001b: 381-3）。

17) もっとも、篠原教授が篠原（2004）において「討議デモクラシー」と訳出するものは、ドライゼックのいう言説的民主主義（discursive democracy）のことであって、本章の筆者が「討議民主主義」と訳出する deliberative democracy のことではない（篠原 2004: 110-3）。なお、篠原教授は、篠原（2004）の時点では、deliberative democracy を「協（討）議デモクラシー」と訳出しているが、その後、deliberative democracy に「討議民主主義」という訳語をあてるようになる（篠原 2007: 5; 59-60）。

は、この理論を人口に膚浅させ、その後、篠原（2004）は、わが国において、討議民主主義理論をめぐり議論がなされる際には、研究者によつてしばしば引用される必須文献の一つになった。

篠原（2004）においては、討議民主主義と参加民主主義とが並立的な関係にあり、そして、それらは代議制民主主義と対置される関係にあるとされている。篠原教授によれば、討議民主主義と参加民主主義との関係は、前者が市民社会における討議の結果の直接的効果に比重を置かないものであるのに対して、後者はそれと政策決定とを直接結び付けて考えるものであり、これらはいずれも、代議制民主主義とは別の回路の民主主義理論であるという。そして、代議制民主主義と討議民主主義+参加民主主義の二回路制の民主主義論の時代が到来したといい、この現象を「デモクラシーの複線化」と呼ぶ（篠原 2004: 155-7）。

しかしながら、1980年代以降の英米の討議民主主義理論を精査し、また、2000年代後半の議論の展開を踏まえて検討すれば、篠原教授による討議民主主義理論と代議制民主主義との関係の整理は、すこぶる慎重に理解されなければならない。

そもそも討議民主主義という社会科学上の術語が初めて意識的に用いられたのは、エストラント（David M. Estlund）らが指摘しているように<sup>18)</sup>、ベゼット（Joseph M. Bessette）によるアメリカ合衆国の議会研究であった。ベゼットは、合衆国市民は議員という代表者を通じて討議を行うべきであるとしたうえで、議会を市民の代表者である議員が共通善を求める討議の場として再構成しようとした（Besette 1994）。

また、アメリカ合衆国憲法こそが討議的な民主政治を創造すべく設計されている（Sunstein 1993: 19-20）<sup>19)</sup>と主張しているサンステインが、討議民主主義

18) ポーマンとレー（William Rehg）やドライゼックは、討議民主主義という術語の初出が、Bessette (1980)においてであるという（Bohman and Rehg 1997: xii; Dryzek 2000: 12）。ただし、エストラントによれば、それは、ベゼットがシカゴ大学に1978年に提出した博士論文「議会におけるデリバレーション——予備的調査（Deliberation in Congress: A Preliminary Investigation）」においてであるとされる（Estlund 1993: 1437, n.1）。

19) しかも、アッカーマン（Bruce A. Ackerman）によれば、その憲法自体が、市民の冷静な討議によってつくられたものである（Ackerman 1991: 165-99）。

理論的具体化として挙げたものの一つが、合衆国憲法によって創設された代議制の統治機構であった。サンスティンによれば、不偏不党性の原理 (impartiality principle) を重視した合衆国憲法の起草者たちは、君主制の残滓、公務員の利己心及び党派による権力の掌握を危惧し、憲法制定にあたって、これらの3要素が機能しないように制度設計を行ったが、その結果として生まれた、最終的に市民に対して説明責任を負う一方で、党派の影響に支配されずに討議を行うことを代表者に保障する装置の一つが、議会における代表者による審議である (Sunstein 1993: 17-20)。

さらに、今日、討議民主主義理論に立脚したうえで、独自に考案した DQI (Discourse Quality Index) という指標に基づき、ドイツ、スイス、英国及びアメリカ合衆国の4か国の議会における審議を測定し、分析したシュタイナー (Jürg Steiner) らの実証的研究 (Steiner et al. 2004) も、注目を集めている。これは、これまで専ら規範理論としてとらえられてきた討議民主主義理論が、実証的研究を行う際にも援用可能であることを示した点で意義がある。

このような議論を踏まえて改めて考えてみれば、討議民主主義理論は、代議制ないし代議制民主主義と対置されるものとして単純に理解されるべきではない。剥き出しの選好 (naked preference) を吐露する人々による直接統治ではなく (Sunstein 1993: 25)，代表者による冷静で慎重な討議に基づく政治が望ましいということ主張するための説明概念として、討議民主主義という術語が創造されたという経緯は、看過すべきではなかろう。議会こそが民主的討議が行われるべき場であるという立論は十分に可能であって、むしろ、それこそが討議民主主義理論の源流である。

しかしながら、このような議論に対して、ドライゼックは、リベラルな立憲主義と討議民主主義を同化させようとするサンスティンら公法理論研究者を批判し (Dryzek 2000: 17-20)，また、かつての議論とは異なり、国家の立法・政策過程における市民社会のコミュニケーション的過程の影響力により関心を寄せるハーバーマス (Jürgen Habermas) をも批判したうえで (Dryzek 2000: 20-7)，なおも討議理論の公式的な政治・経済制度への包摂を忌避し、市民社会の討議の重要性を強調している。あるいは、ウォーレン (Mark E. Warren) は、政治エリートによる討議を強調することは反民主主義的 (anti-

democratic) でさえありうるとして、単に代表制機構の討議機能を強調するにとどまる論者を討議民主主義論者に数えないと強弁する (Warren 2002: 174)<sup>20)</sup>。

なるほど、このようなドライゼックらの議論に依拠するのであれば、先述の篠原教授による整理は、理論的には何ら否定されるべきものではない<sup>21)</sup>。もっとも、議会における審議の討議性に着目する討議民主主義の源流やそれを実証的に検証しようとする水系と、それらに対して決別を図ろうとするドライゼックらの支流との間には、越えることの困難な分水嶺がある。

これらまったく趣きの異なる二つの理論潮流を同じ討議民主主義理論という術語の下で共存しうるものとして理解するための環境を整備するために<sup>22)</sup>、いま一度、討議民主主義理論の理論的支柱の一つであるハーバーマスによる複線的な討議政治 (zweigleisige deliberative Politik) 論を再評価することにしたい。

## 2 「決定のための討議」と「討議のための討議」

ハーバーマスによれば、討議政治は、政治システム (politische System) と政治的公共性 (politische Öffentlichkeit) という二つの層に分けられ、それらが相互作用することこそが重要であるという (Habermas 1992: 361-6=2003: 22-6)。政治システムは、議会やその委員会など、制度化された公式的な審議を行う討議の場であり、集合的に個人を拘束する決定を行うために特殊化された部分システムであり (Habermas 1992: 363=2003: 24)，そこでは、決定は

20) 1789年制定当初のアメリカ合衆国憲法において、より質の高い討議を保障するために上院議員の選出を直接投票とはしなかったという制度設計は、ウォーレンにとっては、否定的に評価される (Warren 2002: 174)。反対に、『フェデラリスト (The Federalist Papers)』に沿って、「人民の感情と熟慮に基づく討議とを組み合わせるシステムである」と肯定的に評価するものとして、川岸 (1996: 237)。

21) 否定されるべきなのは、篠原教授のいう「討議民主主義」が言説的民主主義を指すということを看過して、篠原教授の議論を誤って援用する論者の議論である。

22) ドライゼックらの理論は、公的な決定作成において民主的討議がなされなくてもよい (あるいは、なされるべきではない) と主張しているのではなく、ただ、公的な決定作成のための討議を討議民主主義理論の文脈で議論することを批判しているにすぎない。そもそも共存を図るためにには、討議民主主義理論の中での内部的闘争を休戦させる必要があるが、それは、ドライゼックにおいては、言説的民主主義という術語を創作し、討議民主主義と棲み分けることによって、すでに解決が図られている。

制度化された法定の手続に規律されることが求められる (Habermas 1992: 374=2003: 32)。一方、政治的公共性とは、必ずしも制度化された手続には規律されない、問題の所在を発見しそれを争点化するための非公式的に形成される意見・意思形成過程である。公共的な問題は、政治的公共性において、人々によって感知され争点化されると、公共的な争点として一般的に認知され、政治システムにおける議題へと転換されていく。

周知のとおり、ハーバーマスは、自らも述べるとおり、意見・意思形成過程における民主的討議の意義を重視しており (Habermas 1992: 361-2=2003: 22-3)，ハーバーマスの討議理論といえば、制度化されていない非公式的な政治的公共性における討議が注目されがちであるが、ここで留意しなければならないのは、ハーバーマスは、制度化された公式的な政治システムにおける討議も重要であって<sup>23)</sup>、むしろ、公共的な事項の意思決定はあくまで政治システムの次元でなされなければならない、政治的公共性における討議は意見・意思形成の枠内にとどめられなければならないとしている点である。

ハーバーマスは、民主的手続によって規制される決定志向的審議 (entscheidungsorientierte[n] Beratung[en]) の場と、公共圏における非公式的意見形成過程 (infomelle[n] Meinungsbildungsprozess[en]) とを、明確に区別して考えており (Habermas 1992: 372-3=2003: 31)，それらいずれも民主的な討議がなされるべき場であり、そして、それらの相互作用が討議政治の成否を決めるという<sup>24)</sup>。

討議民主主義理論の名の下に集まる多様な諸理論の共存を図るために、この討議の場の区分法をやや修正した形で用いることにしよう。

討議民主主義理論における民主的討議とは、それが何を目的とするかによって、少なくとも次の二つに分けることができる。すなわち、公共的な事項に関して、個人が、問題の所在を理解し、熟慮し、討議を行い、各人の意思を形成

23) むしろ、ハーバーマスが公式的な制度化された政治システムにおける討議を重要しているという点に関しては、木村（2000: 157）及び牧野（2005: 83）も参照せよ。

24) 討議的政治の成功は、適切な手続、コミュニケーション的前提の制度化、制度化された討議と非公式の世論との協働 (Zusammenspiel) に係っているという (Habermas 1992: 361-2=2003: 22)。

することそのものに意義を見出す討議と、立法その他公権的な決定作成が求められる場面において、決定に責任を負う者が、熟慮し、討議を行い、意思を形成し、それに基づき決定を行うためになす討議との二つである。以下、本章では、前者を「討議のための討議」と、後者を「決定のための討議」と呼ぶことにしよう。後者が行われる場は、議会や裁判所などの公式的な場である一方、前者は市民社会において重層的に展開される。そして、討議の意義の重点を、意思形成に置くのか、それとも、決定作成に置くのかということは、前節に見た、民主的討議が合意形成を志向するものか否かと、理性的論証以外のコミュニケーション様式が許容されるか否かという二つの問題とも連関すると考える<sup>25)</sup>。

議会や裁判所など「決定のための討議」の場においては、決定作成が求められている論争的な議題に関して、民主的討議を経た所産として必ず何らかの決定がなされるが、そこで作成された決定は、それに対する異論があるとしても<sup>26)</sup>、立憲的政治のルールを共有する討議参加者にとっては、少なくともそれが公権的な決定であるということに関しては合意したものであると評価しうる。一方、「討議のための討議」は、討議をすることそれ自体に意義を見出すものであり、決定を作成することから解放されていることから、そもそも合意を目指すものではないといえる。

また、「決定のための討議」においては、理性的論証がなされることが厳格に求められ、また、遵守しなければならない手続上の準則などが存在する。例えば、議会において、議事に関するさまざまな法令上の制約が設けられていることは、最終的に法律案の議決という決定作成を行わなければならない議会という討議の場の本質から、当然のこととして認められなければならない<sup>27)</sup>。また、法廷において顕出された適法かつ適式の証拠以外のものが刑事裁判における裁判官の心証形成に影響してはならないということは<sup>28)</sup>、法廷が「決定のた

25) 討議の意義は、そのほかに、討議の主体や論題の範囲の問題にも連関する。これらについて、紙幅の都合で詳論できないが、本章においては、討議の主体に関して、「決定のための討議」への参加資格は、決定作成に正当な権限を有するその討議体の本来の構成員に限定されるべきである一方、決定に直接的に影響しない「討議のための討議」においては、討議の構成員を厳格に限定しなければならない要請は必ずしも存在しないと解すべきである点を指摘するにとどめる。

めの討議」を行う場であるがゆえの合理的制約である。その一方、決定作成から解放された「討議のための討議」においては、形式的な準則に拘束される必要はなく、また、理性的論証以外のコミュニケーション様式が一定程度許容さ

26) 決定に異論がありうることは、そもそも想定の範囲内である。ハーバーマスによれば、議会などの政治システムにおける討議は、制度化された民主的手続に従って行われる限りにおいて、合理的であることの推定を根拠づけることになるが（Habermas 1992: 368=2003: 28-9）、そこで得られた結論が合理的であることの推定という暫定的な妥当性にとどまるのは、討議を経て作成された決定といえども、多数派による部分的な合意に依存せざるを得ないため、可謬的なものにすぎないからである（同様のことは、コーエンによっても主張されている。すなわち、コーエンによれば、討議は合意形成を目的とするものであるが、原理的に無制限に継続され、いつでも再開しうるものである。その一方で、政治的討議は決定を行わなければならない時間的な制約がある（Cohen 1997: 75））。したがって、討議の結果として作成された決定は、継続されるべき議論の一つの区切りにすぎず、いわば討議による意見形成の暫定的な結論にすぎない（Habermas 1992: 220-1=2002: 213）。議会や裁判所における十分な討議を経た公権的な決定といえども、可謬的な討議の所産にすぎないのであるから、それらは必ず反省的吟味の対象となる。要するに、決定は、原理的には再開可能な論証の、合理的に動機づけられるが可謬的でもある結論であって、同じく民主的手続に従って論拠が再吟味され、改廃される機会が保証されることによって、現下の意思決定に内容上同意しない少数派にも、覆すことのできない結論（unumkehrbare Konsequenzen）を作り出す決定を正当として合理的に受容する態度を可能にする。しかしながら、政治システムにおける討議がその性質上可謬的であることを余儀なくされ、そして、そこでのされる決定が原理的に暫定的なものであるといつても、現実には、議会の場合、法律が制定され、それが執行されることにより、それに基づき、さまざまな行政処分がなされうるし、裁判所の場合、判決が言い渡され、それが確定すれば、判決が執行される。ここでいう討議の可謬性ないし決定の暫定性というのは、主張が受容されなかつた少数派が原理的ないし潜在的に異議申立てしうるということを意味するにとどまり、実際にそれが可能であることを必ずしも意味しない。例えば、裁判所による死刑の確定判決に関して、第一次的には、再審制度の保障は討議の可謬性を前提とした決定の暫定性の担保を意味するが（なお、ハーバーマスは、最高裁判所の判決理由に少数派が反対意見を付すことができる制度（わが国では、最高裁判所の個別意見表示制度（裁判所法11条）がそれにあたる）を例に挙げている），かりに死刑が執行され、第一次の異議申立者が消滅しても、新証拠の発見によって当該判決は転覆しうる（この際、死刑の執行により無辜者の生命が失われることは、レレバントな問題ではない）という意味で、やはり決定は暫定的なのである。

27) 例えば、野党が審議を拒否し物理的な抵抗を企てるという議会制の病理に我々が違和感を覚えるのは、本来議会が理性的な論証に基づく討議がなさるべき場であるという認識があるからであり、これに対して、それでも公共政策の決定に責任を負う与党が採決を強行せざるを得ないのは、議会が「決定のための討議」を行う場であるからである。

28) ただし、裁判所における法律的討議に関して訴訟手続が当事者等に課す制約についてのハーバーマスの見解は、Habermas 1992: 283-92=2002: 271-8。

れる。そのような様式を許容しておかなければ、理性的論証に基づく討議を行えない主体の参加を排除する結果にもなりかねないからである。思想の自由市場の下で、複数のメディア（それは、情報通信技術の発達した今日においては、マス・メディアに限られない）が自由に報道・論評を行うことは、個人が意見形成を行うために必要な情報を流通させるという意味で、「討議のための討議」の重要な基盤となりうる。政治的意志表明の手段の一つである集会や集團示威行進などは、コミュニケーション様式としてはきわめて強圧的なものであるが、それが「討議のための討議」である以上、憲法上、尊重しなければならない。

ところで、これまでの議論からも明らかなように、「討議のための討議」は、「決定のための討議」と無関係に存在するものではなく、相互に連関しあうものである。

「討議のための討議」の意義は、第一義的には、「決定のための討議」への議題設定のための準備的討議である。すなわち、「討議のための討議」の場において、議論された議題が争点化し、成熟することによって、政策的対応などの何らかの公権的な決定が求められるようになれば、それが議会や裁判所などの「決定のための討議」の場へと移されることになる。そして、「決定のための討議」の場において、「討議のための討議」で展開された自由な議論が、限定された方法に拘束されつつも、再現され、参照され、そして、決定が作成されることによって、公的な問題としては一応の結論が示されることになる。「決定のための討議」に至る前に「討議のための討議」において、十分に討議がなされねばなされるほど、その後に行われる決定の正当性は高められる。

共和主義的憲法観に立つ論者にとっては、「討議のための討議」は、同時に、「決定のための討議」の潜在的な参加者が、討議を十分に行いうるための公民性を涵養するためのものとして、固有の意義を認めることもできよう。

以上のように、民主的討議を「討議のための討議」と「決定のための討議」との二つに分けて考えれば、既存の立憲的政治制度における討議の意義を重視する討議民主主義理論の一派と、市民社会における討議を活性化しようとする一派とは、同じ討議民主主義理論という名の下で共存することができる。そして、討議民主主義理論が、今後も選好集計型の民主主義理論への有効な対抗理

論として存在し続けるためには、我々は、さまざまな場においてこれら二つの討議の実践を繰り返し、民主主義的討議の意義に関する認識を深めていく必要があるといえよう<sup>29)</sup>。

## 参考文献

- Ackerman, Bruce A. 1991. *We the People 1: Foundations*. Cambridge: Belknap Press.  
 Ackerman, Bruce and James S. Fishkin. 2004. *Deliberation Day*. New Haven: Yale University Press.  
 Bessette, Joseph M. 1980. "Deliberative Democracy: The Majority Principle in Republican Government." In Robert A. Goldwin and William A. Schambra (eds.), *How Democratic Is the Constitution?* Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public Policy, 102-16.

29) 今日、討論型世論調査、コンセンサス会議 (consensus conference), プラーヌンクスツェレ (Plannungszelle), 市民陪審 (Citizen's Jury) など、さまざまな形で（選挙によって選出された代表者以外の）一般の国民が特定の議題をめぐって討議を行う人工的な討議の場を創設しようとする構想が、討議民主主義理論を具体的に制度化するためのものとして（ただし、その中には、発生においてこの理論とは直接的な関連性をもつて構想されたものではないものも含まれるが）注目されている。ただし、これらは、市民社会における討議の意義を重視し、その活性化のために公共的討議の場を構築しようと試みるものであって、あくまで既存の立憲的政治制度からその権限を篡奪しようとするものではない。つまり、これら人工的な討議の場は、主として、「討議のための討議」の場を行うものとして設計されている。この点に関しては、具体的な討議の場の構想家のうち優れて理論的に精緻な政治学者フィシュキン (James S. Fishkin) が、近年、二元的民主政論を唱える討議民主主義の公法学者アッカーマンとの学的協働の中で、討論型世論調査から、それを具体的な公共政策の決定などに連関させる討議の日構想へと議論をシフトさせている点に注目したい。討議の日構想は、大統領選挙やレファレンдумなどに先駆けて、小規模の討論型世論調査を行い、その結果をそれらに反映させようとする試みであり、これは、「決定のための討議」の場を構築しようとするものであるといえよう。国民の参加による公権的な決定を行う「決定のための討議」の場を新たに創設するにあたっては、そこにおいて参加者が十分に討議を行いうるような制度的工夫を行うこと、そこでなされる決定の民主的正当性を高めるために参加性ないし代表性が高い参加とすることが望ましいということなど、人工的な「討議のための討議」の場の構想から示唆されるところが多い。なお、「世論が未熟であるからこそ、その担い手である市民が司法過程での熟議に参加して自己的理解力・判断能力・責任感を陶冶する経験を積むことこそが必要なのである」として、「裁判員制度も日本における市民の公民的徳性の陶冶の場になることが期待できる」とするものとして、井上 (2007) がある。同様に、筆者は、2009年5月までにわが国で実施される予定の裁判員制度が、それまで裁判官のみによってなされてきた刑事事件をめぐる「決定のための討議」の場を、一般の国民（その中から選任される裁判員）に開放する試みであると考えている。詳しくは、柳瀬 (2005; 2006a; 2007) を参照されたい。

- Bessette, Joseph M. 1994. *The Mild Voice of Reason: Deliberative Democracy and American National Government*. Chicago: University of Chicago Press.  
 Bohman, James. 1996. *Public Deliberation: Pluralism, Complexity, and Democracy*. Cambridge: MIT Press.  
 Bohman, James and William Rehg. 1997. "Introduction." In James Bohman and William Rehg (eds.), *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*. Cambridge: MIT Press, ix-xxx.  
 Cohen, Joshua. 1997. "Deliberation and Democratic Legitimacy." In James Bohman and William Rehg (eds.), *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*. Cambridge: MIT Press, 67-91.  
 Dryzek, John S. 2000. *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contests*. Oxford: Oxford University Press.  
 Estlund, David M. 1993. "Who's Afraid of Deliberative Democracy?: On the Strategic/Deliberative Dichotomy in Recent Constitutional Jurisprudence." *Texas Law Review*. 71 : 1437-77.  
 Fearon, James D. 1998. "Deliberation as Discussion." In Jon Elster (ed.), *Deliberative Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press, 44-68.  
 Fishkin, James S. 1991. *Democracy and Deliberation: New Directions for Democratic Reform*. New Haven: Yale University Press.  
 Fishkin, James S. 1997. *The Voice of the People: Public Opinion and Democracy*. 2<sup>nd</sup> ed. New Haven: Yale University Press.  
 Fishkin, James and Cynthia Farrar. 2005. "Deliberative Polling." In John Gastil and Peter Levine (eds.), *The Deliberative Democracy Handbook: Strategies for Effective Civic Engagement in the Twenty-First Century*. Hoboken: Jossey-Bass, 68-79.  
 Goodin, Robert E. 2003a. *Reflective Democracy*. Oxford: Oxford University Press.  
 Goodin, Robert E. 2003b. "Democratic Deliberation Within." In James S. Fishkin and Peter Laslett (eds.), *Debating Deliberative Democracy*. Malden: Blackwell, 55-79.  
 Gutmann, Amy and Dennis Thompson. 1996. *Democracy and Disagreement*. Cambridge: Belknap Press.  
 Habermas, Jürgen. 1992. *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性（上）／（下）』未来社, 2002年／2003年)  
 長谷部恭男. 2006. 「民主主義の質の向上——ブルース・アッカーマンの挑戦」『ジュリスト』1311号84-91頁.  
 井上達夫. 2007. 「世論の専制から法の支配へ」『中央公論』1476号264-72頁.  
 川岸令和. 1996. 「自由の構成としての憲法」『早稲田政治経済学雑誌』328号261-96頁.  
 木村光太郎. 2000. 「討議民主主義」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム』ナカニシヤ出版, 144-62頁.  
 牧野正義. 2005. 「ハーバーマスにおける国家・政治システムと討議倫理」『政治研究』52号 83-117頁.  
 Manin, Bernald. 1987. "On Legitimacy and Political Deliberation." *Political Theory*. 15(3) : 338-68 (tr. Elly Stein and Jane Mansbridge).

- Mouffe, Chantal. 1993. *The Return of the Political*. London: Verso. (千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政治的なもの再興』日本経済評論社, 1998年)
- Mouffe, Chantal. 2000. *The Democratic Paradox*. London: Verso. (葛西弘隆訳『民主主義の逆説』文社, 2006年)
- 大江一平. 2005. 「二元的民主政理論と「熟議の日」構想」『法学ジャーナル』77号249-59頁.
- 齋藤純一. 2000. 『公共性』岩波書店.
- Sanders, Lynn. 1997. "Against Deliberation." *Political Theory*. 25(3) : 347-76.
- 篠原一. 2004. 『市民の政治学』岩波書店.
- 篠原一. 2007. 『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店.
- 曾根泰教. 1999. 「仮想現実と現実的仮想」『中央公論』114巻7号226-34頁.
- 曾根泰教. 2002. 「情報社会と公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学10 21世紀公共哲学の地平』東京大学出版会, 299-323頁.
- 曾根泰教. 2003. 「インターネット時代の合意形成」金子郁容編『総合政策学の最先端II』慶應義塾大学出版会, 90-113頁.
- Steiner, Jürg, André Bächtiger, Markus Spörndli, and Marco R. Steenbergen. 2004. *Deliberative Politics in Action: Analysing Parliamentary Discourse*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 数土直紀. 2001. 『理解できない他者と理解されない自己』勁草書房.
- Sunstein, Cass R. 1993. *The Partial Constitution*. Cambridge: Harvard University Press.
- 田村哲樹. 2001a. 「現代民主主義理論における分岐とその後（二）」『法政論集』187号131-74頁.
- 田村哲樹. 2001b. 「現代民主主義理論における分岐とその後（三・完）」『法政論集』188号375-433頁.
- 柳瀬昇. 2003. 「熟慮と討議の民主主義理論——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察——」『法学政治学論究』58号369-99頁.
- 柳瀬昇. 2005. 「共和主義的展開としての司法制度改革——討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位——」『法学政治学論究』67号167-98頁.
- 柳瀬昇. 2006a. 「裁判員候補者の予断と裁判員等選任手続——統・討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位——」『法政論叢』42巻2号146-63頁.
- 柳瀬昇. 2006b. 「討論型世論調査の意義と社会的合意形成機能」『KEIO SFC JOURNAL』4巻1号76-95頁.
- 柳瀬昇. 2007. 「裁判員制度の意義と概要」『桐蔭法学』13巻2号31-75頁.
- Young, Iris M. 1996a. "Political Theory: An Overview." In Robert E. Goodin and Hans-Dieter Klingemann (eds.), *A New Handbook of Political Science*. Oxford: Oxford University Press, 479-502.
- Young, Iris M. 1996b. "Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy." In Seyla Benhabib (ed.), *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*. Princeton: Princeton University Press, 120-35.
- Walzer, Michael. 2004. *Politics and Passion: Toward a More Egalitarian Liberalism*. New Haven: Yale University Press. (齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一訳『政治と情念』風行社, 2006年)
- Warren, Mark E. 2002. "Deliberative Democracy." In April Carter and Geoffrey Stokes

(eds.), *Democratic Theory Today: Challenges for the 21st Century*. Cambridge: Polity Press, 173-202.

[補注]

本章脱稿後に、篠原一『歴史政治学とデモクラシー』（岩波書店, 2007年）に触れた。篠原教授の討議民主主義理論の理解は、この本の第1章「歴史の中の討議デモクラシー」にまとめられているが、本章については、それを受け若干の補正を施したもの、その詳細な検討は、他日を期したい。

本章は、科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）、「共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論による裁判員制度の意義の再構成」、課題番号：19830023）による研究の成果の一部である。

日本の民主主義

——変わる政治・変わるべき政治学

2008年1月25日 初版第1刷発行

編著者——曾根泰教・大山耕輔

発行者——坂上 弘

発行所——慶應義塾大学出版会株式会社

〒108-8346 東京都港区三田2-19-30

TEL〔編集部〕03-3451-0931

〔営業部〕03-3451-3584 〈ご注文〉

〔 〕03-3451-6926

FAX〔営業部〕03-3451-3122

振替 00190-8-155497

<http://www.keio-up.co.jp/>

装丁——鈴木 衛

印刷・製本——株式会社丸井工文社

カバー印刷——株式会社太平印刷社

© 2008 Yasunori Sone, Kosuke Oyama

Printed in Japan ISBN978-4-7664-1455-4